

東日本大震災に関する支援融資の紹介

このたびの東日本大震災により被害・影響を受けた方々に円滑な資金供給するために秋田県及び会員金融機関が取扱している融資制度がありますのでご紹介します。

なお、融資制度の取扱内容、詳細については秋田県及び会員金融機関へお問い合わせください。

1 秋 田 県

(1) 名 称 「東北地方太平洋沖地震復旧支援資金」(中小企業災害復旧資金特別枠)

(2) 融資概要

限 度 額 3,000万円

融資期間 10年以内(据置期間 2年以内)

融資利率 1.50%

保 証 料 0% 秋田県、秋田県信用保証協会が全額負担

資金使途 運転資金及び設備資金(本災害による復旧資金)

融資条件 原則、市町村の罹災証明は不要

(罹災証明が取得可能な場合は添付、商工団体の確認は必要)

実施期間 平成23年3月24日～(災害発生から6か月、必要に応じて延長)

(3) 申込先

会員金融機関～秋田銀行、北都銀行、七十七銀行、青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、北日本銀行、荘内銀行、羽後信用金庫

(4) 問い合わせ先～秋田県産業政策課団体・金融班(018-860-2215)

2 秋 田 銀 行

(1) 名 称 「災害対策支援ローン」(事業者用)

(2) 融資概要

資金使途 運転資金および設備資金

融資金額 最大3,000万円(申込単価:10万円)

融資形式 手形貸付および証書貸付

融資期間 最長7年
融資利率 融資期間にかかわらず年1.975%（秋田銀行の短期プライムレート）
返済方法 ・手形貸付の場合は：期日一括返済
・証書貸付の場合：元金均等返済（据置期間は最長6か月）
担 保 不要
保 証 人 ・法人：代表者1名以上
・個人事業主：原則配偶者または事業継承者
そ の 他 ・罹災証明書等は必要ありません。
・ご利用にあたっては、秋田銀行所定の審査があります。

(3) 問い合わせ～秋田銀行審査部（0120-303-242）

受付時間 平日9：00～17：00

3 北 都 銀 行

(1) 名 称 「大地震支援資金」

(2) 取扱要領

取扱期間 平成23年3月14日（月）～平成23年9月30日（金）

利用いただける方 北都銀行所定の条件を満たす法人および個人事業主
の方で、秋田県信用保証協会の保証が受けられる方。

使いみち 運転資金・設備資金

融資金額 5,000万円以内
（融資限度額は北都銀行審査基準による。）

融資期間 7年以内（最長1年間の据置可能）

融資利率 年1.50%（変動金利）

融資形式 手形貸付・証書貸付

返済方法 毎月元金均等返済・期日一括返済

担 保 原則不要

保 証 人 法人：代表者、個人事業主：不要

保 証 秋田県信用保証協会

保証料率 年0.45%～2.20%（秋田県信用保証協会の保証審査結果によります。）

その他 東北地方太平洋沖地震による罹災証明書等は不要です。

(3) 問い合わせ先

北都銀行秋田県内の本支店、窓口（代表018-833-4211）

（以 上）